



広報

あくね

= 2月号 =

No. 337

昭和50年2月10日

編集 阿久根市

発行 市長公室

毎月一回 10日発行 1部10円

昭和43年9月20日 第3種郵便物認可



(協本保育所)

福は内、鬼は外

- ……室町時代から春立つ日として、行われている豆まきの行事……○
- ……は、邪気を払い、幸せを願う気持ちがこめられ、伝承されて……○
- ……います。……○
- …冬から春への折目であり、万物の活動もうすぐそこに。……○
- …無邪気に遊ぶこの子らに福は内鬼は外。……○

新市長決まる

坂元善文氏が初当選

八九・七七セントの高い住民参加

就任あいさつ

市長 坂元 善文

- ◆丹宗市長の「過去により、市長選挙は一月二日…
- ◆十三日告示され、二月二日投票終了後、即日…
- ◆開票されその結果、坂元善文氏が市長に当選…
- ◆されました。

このたび市民多数のご支持を得て市政を担当することになりました。感激と同時に責任の重大さに身のひきまいる思いです。

私は三万市民の奉仕者として、市民総和の旗印のもと、部下職員を指揮監督し一点の疑惑も招くことのないよう、清廉と誠実愛情を心条として、豊かな市政をつくるために、専心努力する覚悟でございます。

ご承知のとおり阿久根市政は故

開票は午後八時から市民会館ホールで多くの市民が見守る中で行われ、その結果、坂元善文氏が八、九八八票の支持を受け当選されました。なお当日の有権者数は男九千三百五十二、女二万一千七百九十四人の計二一、一四六人で、投票総数 一八、九八二(うち無効票九一票)でした。

市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催

阿久根市議会議員選挙が昭和五十年四月二十七日行われます。このため立候補予定者の説明会を左記のとおり開催します。本人(やむをえない場合は代理人)は必ずご出席くださるようお知らせします。

●日時 五十年三月三日(月)午前九時
●場所 阿久根市民会館

日曜医さん

◇二月二十三日

上関医院 ③1055 (本町)

田中醫院 ③0553 (大丸)

平 医院 ⑤0040 (古里)

◇三月二日

北国医院 ②0016 (本町)

山田病院 ②0420 (本町)

黒木医院 ⑤0200 (下村)

◇三月九日

堀切医院 ②0263 (高松)

喜多医院 ②0038 (大丸)

石原醫院 ⑤0045 (橋之東)

◇三月十六日

中村病院 ②0015 (大丸)

内山病院 ③1551 (高松)

浜ノ上医院 ⑤0013 (鵜馬場)

◇三月二十一日

阿久根内科 ②0578 (新町)

田中醫院 ③0553 (大丸)

平 医院 ⑤0040 (古里)

◇三月二十三日

上関医院 ③1055 (本町)

山田病院 ②0420 (本町)

黒木医院 ⑤0200 (下村)

◇三月三〇日

北国医院 ②0016 (本町)

喜多医院 ②0038 (大丸)

石原醫院 ⑤0045 (橋之東)



当選 八、九八八 坂元善文
無 新 波留七四一 63歳
社会会長、元市議会議長、市文化協会会長

八八三〇 川畑 強 無 新
新町 54歳
一〇七三 磯畑敬治 無 新
新町 42歳

市長選挙投票状況

| 投票区 | 投票所 | 当日有権者数 | 投票者数 | 投票率 |
|-----|---------|--------|--------|-------|
| 1 | 市 体育館 | 2,784 | 2,522 | 90.59 |
| 2 | 本町 公民館 | 1,293 | 1,167 | 90.26 |
| 3 | 新町 公民館 | 2,272 | 2,054 | 90.40 |
| 4 | 赤瀬川児童館 | 1,501 | 1,356 | 90.34 |
| 5 | 大川 保育所 | 1,352 | 1,173 | 86.79 |
| 6 | 尻 無 児童館 | 1,259 | 1,091 | 86.66 |
| 7 | 牛之浜児童館 | 663 | 567 | 85.52 |
| 8 | 西目 小学校 | 1,304 | 1,154 | 88.50 |
| 9 | 鶴川内児童館 | 842 | 756 | 89.79 |
| 10 | 田代 小学校 | 424 | 383 | 90.33 |
| 11 | 折多 小学校 | 1,373 | 1,258 | 91.62 |
| 12 | 山下 小学校 | 650 | 597 | 91.85 |
| 13 | 尾崎 小学校 | 563 | 526 | 93.43 |
| 14 | 本之牟礼分校 | 97 | 82 | 84.54 |
| 15 | 脇本 保育所 | 1,398 | 1,245 | 89.06 |
| 16 | 黒之浜児童館 | 1,043 | 945 | 90.60 |
| 17 | 隼人 小学校 | 295 | 260 | 87.84 |
| 18 | 三笠 児童館 | 968 | 868 | 89.67 |
| 19 | 綱野下公民館 | 393 | 358 | 91.09 |
| 20 | 佐湯 公民館 | 473 | 444 | 93.87 |
| 21 | 大瀬 公民館 | 198 | 176 | 88.89 |
| | | 21,146 | 18,982 | 89.77 |

土地売買は届け出制に

市街化区域は二千平方メートル以上

地価抑制をねらいとする国土利用計画法が十二月二十四日から施行されました。

これに伴い県知事は、土地取引の規制など一切の権限を委任され「地価高騰」にストップをかける役割をになうとともに、そのための行政窓口が一斉に事務を始めました。

また企業や個人も、土地取引の届け出や許可申請を義務づけられるほか、土地の有効利用を配慮しなければならなくなりました。

現在、地価は下落気味ですが、いぜん庶民の手が届かない高水準のまま、しかも「地価を抑制しても住宅、宅地の取得はむずか

しい」とする批判も多いため、地価抑制に第一歩を踏み出しました。

国土利用計画法の施行に伴い土地取引は原則として「届け出」「許可」の両制度にしなければならず、

●届け出制の対象となる土地取引は、一定規模(市街化区域二千平方メートル、都市計画区域五千平方メートル)以上の地域(一万平方メートル)以上のもので、その売買当事者は契約する前に、取引価格のほか、土地の利用目的などについて、国土庁の定めた書式にしたがって、市長を通じて知事に届け出なくてはなりません。知事は届け出を受けてから六週間以内にその内容を調べ、地

価や、利用目的が不適当と判断した場合、各県にある土地利用審査会にはかって契約を中止させたり変更させることができるようになります。

●許可制の対象となるのは、規制区域内の一切の土地取引です。知事は、地価上昇率が物価修正率を上回った場合、土地利用審査会にはかって規制区域の指定を行うことができ、投機的な土地取引が急激に拡大し、過熱する恐れがあ

る場合は抜き打ち指定をすることもあります。

規制指定地域では、土地の取引価格は指定から五か年以内において、指定時の「適正な地価」(同法に基づいて、政府調査の公示価格や知事調査の基準価格をもとに時価の七、八割程度で知事が算定)に物価修正率(消費者物価の比重八、卸売物価の比重二のウェイト)ではじき、過去五か年間の物の平均上昇率(国土庁試算によ



昭和50年地価公示標準地価格

| 市町村名 | 標準地の利用の状況 | 標準地番号 | 所在及び地番 | 1㎡当り格 |
|------|------------|-------|---------------|---------|
| 阿久根市 | 住宅(W-1)の敷地 | 阿久根 1 | 阿久根市栄町100番 | 11,500円 |
| " | " | 2 | " 赤瀬川字段3,903番 | 10,000 |
| " | 店舗(W-2)の敷地 | 5-1 | " 大九町23番 | 70,500 |

(注) 昭和50年1月1日現在

基準地の標準価格表

| 市町村名 | 種別 | 標準地番号 | 所在地番 | 標準地許整理番号 | 鑑定額(㎡当り) |
|------|-----|---------|-------------------------|----------|----------|
| 阿久根市 | " | (県)阿久根① | 阿久根市赤瀬川字野元2,707 | 15 | 6,500円 |
| " | " | " ② | " 西日字高之口74 | " | 5,000 |
| " | " | " ③ | " 山下字堀1の2 | " | 1,200 |
| " | " | " ④ | " 鶴川内補ノ本3,336の1 ほか1筆 | " | 1,300 |
| " | 商業地 | " ⑤-① | " 本町 151の2 | " | 43,000 |

(林地)

| 市町村名 | 林地の類型 | 標準地番号 | 所在地番 | 備考(10a当り) |
|------|-------|----------|-------------------|-----------|
| 阿久根市 | 鉄道沿線等 | 鹿兒島(林)10 | 阿久根市山下町字白肌4,178の1 | 100,000円 |

但し、次期基準日(7月1日)まで

以上、国土利用計画法のあらましを述べましたが、疑問点は市役所内企画課へおたずねください。

と年率一〇%程度(で頭打ちにする)を掛けた価格で凍結されてしまいます。

●このほか、土地を取得して三年すぎても利用しなかったり、利用していても広い土地に小屋が一軒とあったり、低利用の状況だと、知事が、遊休地と認定し、適正な利用を勧告することになり通知された者は六週間以内に利用計画を知事に提出しなければなりません。

牛之浜地区に簡易水道

五十年十一月には通水

牛之浜地区簡易水道が十二月十日着工され起工式が行われました。この簡易水道は、本之牟礼川の表流水(河川)を利用した自然流下式です。

水源は本之牟礼川の上流標高百三十厨に取水壁を作り、取り水の水槽に集水し、沈澱池、ろか池を通り、浄水場の沈砂、沈澱池を経て減圧され浄水場から本之牟礼地区は標高二百三十二厨の配水池にポンプアップし給水。

牛之浜、柳、馬見塚地区は牛之浜配水池から給水されます。

この簡易水道は三百八十戸、千四百五十人(計画給水)に給水さ

簡易水道の起工式



れ、配管延長八千四百厨、総事業費一億一千四百七十万円で計画され昭和五十年十一月には通水の予定になっています。

当地区は現在、水の便が悪く、住民は河川の表流水が谷あいの湧水または浅井戸等を使用しておりましたが、水量が少なく雑用木、飲料水に事かか状態、降雨時になれば、急傾斜面を流れる水は濁り農業、家畜等により汚染を受け伝染病が発生しかねない状態でした。

これが完成しますと、安心して清浄な飲料水を得、部落民の生活の向上に役立つこととなります。

連絡農道やモノレール設置

着々進む構造改善事業

第二次構造改善事業の一環として山波地区にモノレールが設置されました。

これは農業近代化をめざし、園芸協業施設として、尾崎文且生産組合が主となり設置したものです。モノレールは十三基、総延長三千四百八十厨、事業費千九百九十七万円の単軌道施設です。

尾崎地区は市の特産である、文且、筍の主要生産地であり市内のおよそ七十軒四百屯(文且)三十

建物の他の用に使うため山の木材を購入し伐採し素材として引き取られたとき納めていたたぐ税金に「木材引取税」があります。

市税シリーズ(3)

「木材引取税」

最初に引き取ったが、たに、山元での価格(山元土場価格)の二割を一回限り課税することになっています。

しかしすべての木材購入者にかかるものでなく、薪炭、椎茸、樟脳原木には税金をかけないことになっています。

またこの簡易水道が完成しますと、阿久根市の給水人口は二万八千五十六人となり九十二厨の給水率になります。

木材引取税は伐木直前の所有者が直接引取者から税金をいたぐき納入申告書に素材の種類、等級、数量、引取者価格ならびに税額等必要なことがらに記載して市役所に納入することになります。

引取者が記載し、前月分を毎月七日までに申告納付されるのが実情です。この木材引取税は、木材を伐採し、運び出すことによって、道路や橋等が損傷されるので、これらの修理にあてがわれます。

これにより山波地区には文且遊果場が建設される予定となりました。また山波地区連絡農道整備事業も進められています。

これは長さ八百三十六厨、工事費四千九百三十万円の農道で五十年三月二十五日に完成予定になっています。

山波地区は、プロイラー団地、企業農場団地、園芸団地がありましたが、現在の道路は集荷場まで回り道であり、輸送に不便でした。この連絡農道と併行して進められている、ほ場整備事業道路(百八十七厨)と直結され、高松川に橋を渡し県道に繋がれます。

これらが完成しますと山波地区と集荷場とのバイパスとして食料輸送に大きな役割りを果たすこととなります。

おめでた

十二月・一月分

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|------------|-----------|-----------|
| 鶴田 要希 | 友治(寺山) | 柳 幸三(高之口) | 上村 美江(大丸) | 町田 紀子(古里) | 補 大作(折口東) | 中原さおり(一上野) | 南園久美子(一段) | 宮田恵美子(波留) | 黒神 浩樹(高男) | 田原 寛(高之口) | 倉田 加奈(高之口) | 馬見新恵二(高) | 田代 真一(桑原城下) | 御手洗直美(和隆) | 酒崎 眞也(上野) | 山口 公彰(和男) | 浜邊 勇一(鶴) | 笹栗 尚之(鶴) | 牟田みどり(清市) | 上野 法子(時義) | 青木みどり(期夫) | 平蔵 美樹(永田上) | 橋本真由美(正治) | 浜崎 毅(六治) | 中野 成人(静一) | 寺地めぐみ(新一) | 川畑作一郎(正期) | 倉津 政利(利男) | 久保 靖子(隆徳) | 宮路 誠(忠行) | 筒 武志(作男) | 松田 理香(賀一郎) | 馬場 里子(三郎) | 芥瀬絵里花(照夫) |
|-------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|------------|-----------|-----------|

近づく小型船舶の検査

未検査の船は調査標識票を

船舶安全法の改正により、小型船舶(長さ十二尺未満、但し漁船コット、エンジンのない船を除く)は日本小型船舶検査機構(国の代行機関)の検査を受けないと所有船舶の運航が出来なくなりました。次の通り必ず検査を受けてください。

- (1) 長さ四尺以上十二尺未満のプレジャーボート及び長さ十尺以上十二尺未満の小型船舶(遊漁船、瀬波船、交通船、工事作業船等)は本年三月三十一日まで
- (2) 長さ三尺以上四尺未満のプレジャーボート及び八尺以上十尺未満(プレジャーボートを除く)の小型船舶は十一月三十一日まで
- (3) 長さ三尺未満のプレジャーボート及び長さ八尺未満(プレジャーボートを除く)の小型船舶は五月三十一日より五十二年三月三十一日まで

おりです。が年度を繰上げ直ぐ検査を受けても差支えありません。
 ▽未検査の船は
 検査が終了するまで調査標識票を船体に貼付して運航する事になっています。
 未貼付の船は直ぐ船の種類、長さ、所有者名、住所、電話番号等を当支所にハガキ又は電話でお知らせ下さい。調査標識票をお届けします。
 ▽受検しないと運航できません
 受検しないで運航しますと、所

有者又は船長は罰せられますので注意してください。
 船舶登録船であっても漁船法等に定められた以外の目的に使用される場合は検査が必要となります。たとえば遊漁、瀬波し、交通、工事等に利用される場合です。
 ▽検査機関
 鹿児島市泉町一八の二
 形湾合同庁舎四階
 日本小型船舶検査機構
 鹿児島25の0763

新成人者、記念樹を寄贈

松の内での成人式

市外からは三百人が参加

(1) 長さ四尺以上十二尺未満のプレジャーボート及び長さ十尺以上十二尺未満の小型船舶(遊漁船、瀬波船、交通船、工事作業船等)は本年三月三十一日まで

一月三日成人式が市民会館ホールで行われました。新しく大人の仲間入りする若人達の前途を祝し、自覚を高める式

今年正月湯着中にふるさとで式典に参加していただこうと松の内に行われ、市外からは三百人がふるさと

大川中学校卒業生は別に一万一千円を市に贈り、市は近く総合グラウンドに記念樹を贈入植樹する予定です。
 式典後は市青年団の協力により洋酒パーティーを開き久し振りに再会に花を添えました。

消費生活シリーズ はかり

去る8月26日生活学校生10人の方に買物を依頼し商品量目調査を行いました。

この調査は取引による計量の現状をとらえ、正確に計量する義務の啓発と、計量への関心を高めることにより明るい、正しい取引を推進するため実施されました。

その結果、目方買い39件のうち正量16件(41.0%)、過不足23件(59.0%)、またお金買い(たとえば100円 だけくださいという方)の8件のうち過不足7件(87.5%)のように粗雑な計量がなされていることがわかりました。特にお金買いは、金額に対する目方の計算がややこしいので、目方の計算違いをおこしやすいようです。そこで買物をする時はお金買いをさけ、目方買いや、密封商品買いをするよう心がけましょう。

また市からは成人者に記念品を成人者は市に記念樹を寄贈し、カイブカイブ、ツツジ等は総合グラウンドに植樹されました。



497人の新成人と記念樹の植樹

森林法が一部改正

森林法の一部が次のように改正になり、開発行為に対する許可制度が定められました。

- 規制の対象となる行為
 (一) 松をこえる林地の開発(土地の形を変更する)を行う場合
 (二) 道路の新設、または改築の目的で利用される土地の面積が一松をこえる場合は道路の幅員は三尺とします。

白幅員四尺をこえるものでも開発面積が一松をこえないものは許可の必要はありません。
 四年次計画で行う場合でも計画が前記をうまわるときは許可を受けなければなりません。
 ●許可の手続き 規制をこえる開発を行うときは出水農林事務所に申請してください。

●実施 四九年十月三十一日より
 また立木を伐採する場合も伐採届けを知事に提出することになりました。
 これに違反すると罰せられます
 市役所農政課 ⑤1211

家庭奉仕員の研修大会

1月24日国民宿舎で、北陸地区家庭奉仕員研修会が開かれました。

当日は家庭奉仕員の任務、老人福祉、家庭看護等について研修され、現在までの体験発表を行い、それについての質疑応答が活発に行われました。

74人の家庭奉仕員はこれからの奉仕活動に活用しようと熱心な大会でした。



厚生大臣より感謝状

1月17日市民会館で民生委員に感謝状や記念品が贈呈されました。

これは12月に任期が満了になり辞められた方に贈られたものです。

6年以上の方松永与吉氏(牛之浜)ほか9人に厚生大臣から感謝状、3年以上の本義則氏(田代下)ほか19人に県から記念品が贈られ、市からは全員に感謝状と記念品を贈りました。



壮年体力テストが1月25日西目小学校で行われました。

当日の対象者は西目校区民で30歳以上の男女のかたがたで40人程が参加され、血圧測定、反復横とび、垂直とび、慢力ジグザグドリブル、急歩(男女1500m、女子1000m)が測定され、その結果、主婦は定年齢より若い結果ができました。

実年齢より若かった主婦



「文化財防火デー」(1月26日)を前に1月22日に南方神社で防火訓練がありました。

南方神社には県無形文化財に指定された「神舞」の面を保管してあります。

当日は市教育委員会、市消防署、神社の氏子総代のかたがたが参加し、サイレンを合図に真剣な訓練を行いました。

文化財を火災から守ろう

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 河北 | 西 | 平塚 | 花田 | 上野 | 倉津 | 西 | 神田 | 徳田 | 福崎 | 花田 | 奥平 | 武満 | 宮内 | 盛永 | 岩切 | 中村 | 森園 | 中居 | 野中 | 伊東 | 寺地 | 追田 | 松崎 | 民 | 金城 | 坂上 | 上野 | 中野 | 浜崎 | 的場 | 牛 | 杉山 | 坂上 | 川 | 庵 | 永 | | |
| セン | 喜 | 兼 | ア | サイ | タ | 喜 | 伊 | マ | ハ | ア | 幸 | 道 | 重 | 仁 | 利 | 休 | エ | カ | キ | 定 | マ | 末 | マ | タ | 徳 | 二 | 時 | 清 | 上 | 德 | 金 | 矢 | 丸 | 盛 | 盛 | | | |
| マ | 思 | 51 | サ | イ | ケ | 思 | 勢 | ツ | ツ | キ | 弘 | 雄 | 美 | 蔵 | 行 | 次 | ダ | ツ | タ | 子 | 義 | 義 | ス | 二 | 次 | 治 | 54 | エ | 二 | 次 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | |
| ッ | 75 | 83 | ケ | ケ | 89 | 75 | 松 | カ | カ | ノ | 3 | 84 | 59 | 82 | 44 | 郎 | 78 | 60 | 61 | 73 | 78 | 88 | 72 | 19 | 12 | 81 | 76 | 79 | 36 | 56 | 54 | 69 | 74 | 71 | 71 | | | |
| シ | (新) | (中) | (新) | (新) | (新) | (新) | (中) | (木) | (上) | (東) | (新) | (波) | (尾) | (兵) | (中) | (新) | (新) | (新) | (遠) | (弓) | (矢) | (尻) | (高) | (大) | (長) | (羽) | (的) | (牛) | (高) | (上) | (川) | (内) | (大) | (大) | | | | |
| ゲ | 町) | 仁) | 町) | 町) | 町) | 町) | 仁) | 左) | 野) | 牧) | 町) | 留) | 崎) | 一) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) | 郎) |
| ノ | 松 | 正 | 一 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 | |

おくやみ

十一月十二分

高額療養費を支給

〈国民健康保険〉

はり・灸治療費も一部助成

昭和五十年一月一日診療分から国民健康保険の被保険者で、療養費の自己負担額が同じ病院等で、月額三万円をこえた場合、そのこえた額をあとで国民健康保険から支給されることになりました。

●阿久根市の国民健康保険の被保険者で、他の社会保険の加入者と生活保護を受けている人は除きます。

●高額療養費の支給は保険診療分だけで保険診療外は除きます。

●一人の被保険者が同じ月内に同じ病院診療所に支払った保険診療の自己負担分が三万円をこえた時にこえた額が支給されます。

●支給は、医療機関からの診療報

明請求書によって支払いますので、実際に支払われるのは、診療を受けた月から二か月経過後になります。

▽高額療養費を受ける手続き
●医療機関の窓口で、いままでもおしり自己負担金を支払い、あとで市役所保険衛生課保険係で、国民健康保険高額療養費の支給申請書の手続きをしてください。

●被保険者証、印かん、領収書を持参してください。

▽高額療養費の支給方法
●申請があった日から二か月経過後にお知らせします。

はり、きゅう施術料も助成金

昭和五十年一月一日から国民健

康保険の被保険者の七十歳未満ではり、きゅう施術を受けられるに助成金を支給されることになりました。

●該当者は、阿久根市国民健康保険の被保険者であること。

●はり、きゅう施術料の助成金の支給は、現物給付の方法で行い一日一回、一月三十回以内受けられます。

●七十歳以上の方は、今までもおしり福祉事務所です手続きをしてください。

▽施術料の助成金支給を受けるときの手続きは
●市役所保険衛生課
●市役所保険衛生課

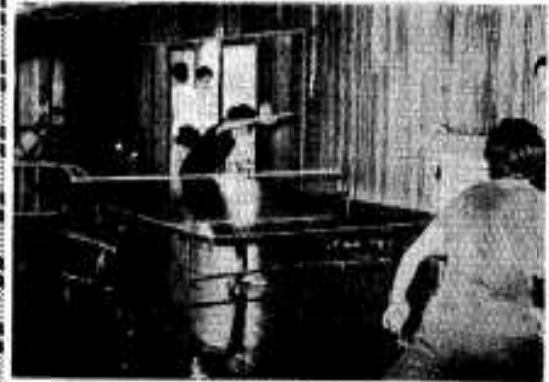
●印かん、国民健康保険被保険者証を持参してください。

③1-2-1



めぐり協体

卓球



小さな白球を追って

名称 阿久根市卓球協会
会長 松元茂男
会員数 30人

現在の卓球協会の存在は過去私達の先輩が築いて来た輝かしいものであります。

しかし今日の会員の構成については伸び悩みの状態であり、県民大会、出水地区大会、三地区大会(牛深、東西長島、阿久根)、市民大会が計画されていますが、計画がなされても予算や選手層(特に一般)が十分なものでないため十分な活躍ができない状態にあります。

しかし施設面においては現在卓球台が2台あり1台増設の計画もあります。

このような状態の中で協会の再建をはかるには皆様の多数の入会により充実した協会運営を図っていかねばなりません。

卓球は2人でできるスポーツであり室内競技として体力向上に最も適したスポーツであります。市民の皆様卓球協会へどしどし入会してください。連絡は市役所税務課の池田まで ③1211

阿久根市誌が完成

市制二十周年記念事業のひとつとして完成がいそがれていた、阿久根市誌がこのほど完成発刊のはじになりました。

今まご予約されている人を含めて購入ご希望の方は市立図書館でお渡しいたします。(一部二千元)市立図書館 ②0607



新春駅伝二題

- 尾崎校区親子駅伝大会、六チーム八十四人が参加、校区内十八・四益のコースで行い、その結果①尾崎②大平茶園が③尾崎西④有田⑤弓木野⑥弓木野上でした。
 - 折多地区一周駅伝大会、十五チーム百五十人が参加、校区内十一・八益十区間で行い、その結果①ナベ石②折口東A③内田Aの順でした。
- | | | | |
|-----|--------|--------|------|
| 江口 | リモ66 | (下村) | 可 |
| 竹原 | ヒデ71 | (橋之西) | 浦十 |
| 堀切 | 純利44 | (永田上) | 明子 |
| 鶴園 | スエキタ82 | (尻無下) | 泰造 |
| 牛之浜 | ツトル89 | (牛之浜) | 義助 |
| 尻無浜 | 尾右衛門76 | (尻無下) | 安右衛門 |
| 森園 | サロ76 | (湯) | 徹 |
| 知識 | ハツキタ67 | (山下馬場) | 幸雄 |
| 牛之浜 | 矢之助84 | (牛之浜) | 俊長 |
| 松本 | 留登50 | (牛之浜) | キミエ |
| 田上 | フサノ62 | (山下馬場) | 末吉夫 |
| 的場 | ヒガマツ83 | (的場) | 与四郎 |
| 末田 | 留登83 | (新町) | 兵三 |
| 中島 | 小次郎84 | (湯) | 栄 |
| 丹宗 | 忠81 | (高松) | 田鶴子 |
| 松山 | 泰二76 | (湯) | トモ |
| 下園 | ハイン80 | (尻無上) | 藏一 |
| 東園 | 善吉70 | (大林) | ワイ |
| 寺地 | 津多恵69 | (尻無中) | 伝吉 |
| 中野 | カメ83 | (橋本浜) | 正昭 |
| 堂之下 | フチ72 | (黒之上) | 松雄 |
| 石原 | 十右衛門74 | (桐野上) | スエ |
| 松本 | カメ85 | (瀬之下) | シズエ |
| 野田 | 敬直70 | (橋之西) | 花枝 |
| 西中 | ナツキタ71 | (橋本新) | 智子 |
| 黒水 | じつよ25 | (黒之浜) | 秀夫 |
| 奥平 | カ子ツル82 | (高松) | 節雄 |

告知板

市奨学生を募集

二月末日まで

市教育委員会では昭和五十年度市奨学生を募集しています。

本市に在住する方の子弟で、本年高校、国立高専、大学を受験しようとする方及び、現在高校、国立高専、大学に在学中の方で、品

行方正、学術(又は技能)優秀、身体強健で学費の支弁が困難と認められる方

▽採用人員

大 学

国立高専

高 校

若干名

▽奨学金の貸与額(月額)

大 学 五、〇〇〇円

国立高専 三、五〇〇円

高 校 二、五〇〇円

▽提出書類(市教育委員会にありませ)

(一) 奨学生願書

(二) 奨学生推せん調書(学校長発行、開封無効)

(三) 医師の健康診断書

▽募集期間

二月二十八日まで

▽返還方法

高校、高専及び大学卒業後一年日から返還を始める。

▽応募できない方

日本育英会または果育英資金を借用、給付を受けている方

なお、不明な点は市教育委員会庶務課にお問い合わせください。

市教育委員会 ⑨1211

社会教育級の開設申請は二月末日まで

教育委員会では、五十年度の成人学級、婦人学級、高令者学級および青年教室の開設申請を受けています。

▽開設の条件

一、一学級十五人以上

二、年間三十時間以上継続的に学習すること。

▽申込先 市教育委員会

▽期 日 二月末日まで

社協だより

次のかたがたから、市社会福祉協議会へ善意の寄付がありました。ありがとうございます。

(氏名) (敬称略)

森園 幸男(大丸) 三万円

岩切オコメ(浜) 三万円

寺地 梅吉(尻下) 四万円

武岡 春子(新町) 五万円

鹿 榮吉(内田) 五万円

石原 義人(桐野上) 二万五千元

牛之浜義助(牛之浜) 三万五千元

宮内ワシ子(波留) 三万円

大田安右エ門(尻無下) 三万円

松水 直子(牛之浜) 二万円

野田 大成(橋之西) 十万円

的場与四郎(的場) 十万円

平塚 一枝(新町) 五万円

下園 蔵一(尻無上) 三万円

中野 正昭(脇本浜) 三万円

丹宗田鶴子(高松) 五十万円

神之田スメ(高之口) 十万円

●特志寄付

小浦 時新(深田) 八千八百八十円

(永年福祉資金を利用していただいたお礼として)

●昭和四十九年度歳末たすけあい募金 九十六万三千七百三十四円

市民歩こう会

市では市民歩こう会を毎月第一日曜日に行っています。

三月は二日が日曜日になっており

場所は大丸公園になっています。

六時三十分には集合しましょう。

計量器の検査はもれなく 大川出張所ほか4か所で

計量器の定期検査が次のように行われます。計量器をお持ちの方はもれなく検査を受けてください。

●日程 別表のとおり行います。

●持参するもの 計量器、受検通知書、印かん、検査手数料

計量器定期検査の日時・区域及び場所

Table with 4 columns: 検査日, 時 間, 検査場所, 検査の区域. Rows include inspection dates from 2/24 to 3/1 and various locations like 大川出張所, 牛之浜公民館, etc.

所得税の申告近まる

納税相談所を開く

所得税の申告時期になりました。もう準備はお済みでしょうか。申告期間は、二月十六日から三月十五日までですが、申告するた

また申告書の書き方等についてわからない方は、次の日程で税理士の無料納税相談と税務署の納税相談が開設されますので、ご遠慮なく相談においでください。

税理士、税務署の納税相談日程

●日時 三月六日から三月八日

●場所 商工会議所 ⑨1185

ガケ地移転補助を受付け中

危険住宅移転のかた

昭和五十年年度ガケ地近接危険住宅移転事業の受付を行っています。

これはガケ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域で、危険住宅の移転を行う方に対して補助金を交付して、市民の生命の安全を確保しようとするものです。

次のかたがたが対象になります

●事業対象になるかた

昭和五十年二月二十八日まで

●受付場所

市役所建設課建築係⑨1211

約三戸以上のガケ上、ガケ下に居住し著しく生命の保持に危険度の高いもの

●補助事業の対象となる条件

●公的金融機関より借入れの可能なもの

●昭和五十年二月二十八日まで

●受付場所

市役所建設課建築係⑨1211